

訪問理美容サービスをご利用ください

図 高齢福祉介護課 ☎65・7789
しょうがい福祉課 ☎65・6518

在宅で生活している高齢者やしょうがいのある人に、自宅訪問による理美容サービスの利用券を交付します。

【支給内容】

訪問理美容サービス利用券(散髪のみ)

1枚(令和4年3月21日まで利用可)

※申請時に、利用する理美容店を選択します。

【自己負担額】

原則利用料の1割(450円)

【受付期間】 9月1日(水)～15日(水)

平日8時30分～17時15分

【交付期間】 10月中旬～下旬

【対象者】

《共通要件》

9月1日現在で次のすべてに該当する人

○令和3年3月～8月に3か月以上在宅で生活している人

○所得税が非課税の世帯に属している人

○市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している人

※施設に入所している人、病院に入院している人などは除く。

《要介護認定を受けている人の要件》

次のいずれかに該当する人

○65歳以上で要介護4・5の認定を受けている人

○65歳未満で要介護4・5の認定を受けており、世帯の人すべてが65歳以上または



紙おむつなどの衛生材料の支給券を交付します

図 高齢福祉介護課 ☎65・7789

要介護認定を受けている在宅の高齢者等の人に、衛生的にすこしていただけるよう、紙おむつ等支給券を交付します。

【支給内容】

最大で2万7千円分の支給券

(令和4年3月21日まで利用可)

【受付期間】

随時受付

※申請月の翌月から令和4年3月までの月数分の交付となります。

【対象】

申請時に次のすべてに該当する人

○要介護3、4、5の認定を受けている人

○令和3年3月～8月の間で3か月以上在宅で生活している人

○常時おむつが必要で、現在も使用している人

○市民税が非課税の世帯に属している人

○市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納

している人

問合せ・申請先
高齢福祉介護課(本庁舎1階)

☎65・7789

北部振興局くらし窓口課

☎82・5901



長浜景観広告賞の候補を募集します

図 都市計画課 ☎65・6562 ☎65・6760
〒526・8501 八幡東町632

魅力ある景観まちづくりを推進するため、優れた屋外広告物(看板など)を募集します。

通勤路や通学路に素敵な広告物はありませんか。市内にあるあなたのお気に入りの広告物や広く紹介したい広告物を、ぜひ景観広告賞に推薦してください。広告物をきっかけに景観について考えてみましょう。

【応募方法】

応募用紙に必要事項を記入し、郵送、FAX、または直接ご応募ください。応募用紙は担当課にあります。市ホームページからダウンロードすることもできます。また、左記応募フォームから応募することもできます。



▲応募フォーム

【応募締切】10月1日(金)

※受賞した広告物は、広報紙などで紹介するほか、屋外広告物および景観まちづくりに関する啓発物件として活用します。※市内で屋外に設置されている広告物に限りです。



▲昨年度の大賞広告物



ホテルでゆったり「乳がん検診」「子宮頸がん検診」を実施します

図 健康推進課 ☎65・7759

乳がんは40歳～50歳代の女性に多く発症し、全体では20年間で約2倍に増えています。子宮頸がんは20歳代から急増します。毎年好評のホテルでの「乳がん検診」「子宮頸がん検診」を、今年も実施します。この機会に自分の健康と向き合いませんか。

【とき】

10月17日(日)

受付 9時～11時 13時～15時

【ところ】

ホテルリッツ Total Resorts NAGAHAMA(大島町)

【内容】

ホテル内で問診、乳がんの自己触診法、検診はバス内で行います。※換気や消毒などの感染予防対策を講じながら検診を実施します。

【対象】

○乳がん検診

40歳以上の女性市民で、前年度市の乳がん検診を受けていない人

○子宮頸がん検診

20歳以上の女性市民で、前年度市の子宮頸がん検診を受けていない人

【定員】

乳がん検診 100人

子宮頸がん検診 120人

【料金】

○乳がん検診

49歳以下 1,500円

50歳以上 1,200円

○子宮頸がん検診 1,200円

【申込み】

9月1日(水)から電話で担当課までお申し込みください。



9月21日(火)～30日(木)「秋の全国交通安全運動」を実施します

夕暮れ時は、車両の視認性が低下し、交通事故が発生しやすくなります。ドライバターの皆さんは前照灯を早めに点灯し、交通事故防止に努めましょう。

問 市民活躍課 ☎65・8711

※施設に入所している人や入院中の人、日常生活用具給付事業で紙おむつの交付を受けている人などは除く。

※要介護3の認定を受けている人が、今回初めて申請をする場合は、介護認定調査票の紙おむつ等を利用しての記載の有無を確認します。

【申込み】

申請書を直接左記まで提出してください。申請書は担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

問合せ・申請先
高齢福祉介護課(本庁舎1階)

☎65・7789

北部振興局くらし窓口課

☎82・5901